

第3期 中間決算公告

2021年12月28日

福岡市中央区西中洲6番27号
株式会社 みんなの銀行
取締役頭取 横田浩二

中間貸借対照表（2021年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
現 金 預 け 金	3,749	預 金	1,514
コ ー ル ロ ー ン	7,000	そ の 他 負 債	344
有 価 証 券	3,194	未 払 法 人 税 等	43
貸 出 金	438	そ の 他 の 負 債	300
そ の 他 資 産	1,692		
そ の 他 の 資 産	1,692		
有 形 固 定 資 産	35		
繰 延 税 金 資 産	56	負 債 の 部 合 計	1,858
貸 倒 引 当 金	△2		
(純資産の部)			
		資 本 金	8,250
		資 本 剰 余 金	8,250
		資 本 準 備 金	8,250
		利 益 剰 余 金	△2,195
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,195
		繰 越 利 益 剰 余 金	△2,195
		株 主 資 本 合 計	14,304
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	0
		純 資 産 の 部 合 計	14,304
資 产 の 部 合 計	16,163	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	16,163

貸出金のうち金融機関貸付金

－百万円

中間損益計算書 [2021年4月1日から
2021年9月30日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	32
資 金 運 用 収 益	5
(うち貸出金利息)	(-)
(うち有価証券利息配当金)	(6)
役 務 取 引 等 収 益	26
そ の 他 経 常 収 益	0
	<hr/>
経 常 費 用	1,971
資 金 調 達 費 用	0
(うち預金利息)	(0)
役 務 取 引 等 費 用	57
営 業 経 費	1,765
そ の 他 経 常 費 用	148
	<hr/>
経 常 損 失	1,938
税 引 前 中 間 純 損 失	<hr/>
法人税、住民税及び事業税	△480
法 人 税 等 調 整 額	<hr/>
法 人 税 等 合 計	△13
	<hr/>
中 間 純 損 失	△494
	<hr/>
	1,444

金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物については、定額法、その他の有形固定資産については、定率法を採用し、それぞれ年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～38年

その他 4年～15年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

4. 連結納税制度の適用

株式会社ふくおかフィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

5. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。) 等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点でした時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当中間財務諸表への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日) 第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当中間財務諸表への影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は該当ありません。延滞債権額は1百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当ありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1百万円であります。

なお、上記1～4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 担保に供している資産は該当ありません。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金1,000百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、256百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が256百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額

1百万円

8. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、520.24%であります

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、BANCS 加盟行・提携行との提携一時金70百万円及びバーチャルデビットカード導入費用40百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は該当ありません。また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する科目及び「中間貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券 その他有価証券	3,194	3,194	—
(2) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	438 △2		
	435	437	1
資産計	3,630	3,631	1
(1) 預金	1,514	1,514	—
負債計	1,514	1,514	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2021年9月30日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	3,194	—	—	3,194
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国債券	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	3,194	—	—	3,194

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2021年9月30日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	437	437
資産計	—	—	437	437
預金	—	1,514	—	1,514
負債計	—	1,514	—	1,514

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が利用できない場合には、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

該当がないため記載しておりません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2021年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2021年9月30日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券（2021年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	3,194	3,193	1
	国債	3,194	3,193	1
	小計	3,194	3,193	1
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		3,194	3,193	1

4. 減損処理を行った有価証券

該当がないため記載しておりません。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	0 百万円
税務上の繰越欠損金	153
その他	68
	223
繰延税金資産小計	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△153
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△13
評価性引当額小計	△167
	56
繰延税金資産合計	
	56
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△0
繰延税金負債合計	△0
繰延税金資産の純額	56 百万円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項
該当事項はありません。
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	8,669 円 55 銭
1株当たりの中間純損失金額	875 円 30 銭